

四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第37号

四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則（平成18年四日市市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市楠ふれあいセンター条例（平成17年四日市市条例第59号。以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第5条 条例<u>第3条第1項</u>の規定によりセンターの使用許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、<u>四日市市楠ふれあいセンター使用許可・使用料減免申請書</u>（第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）により<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、第5条第1項に規定する使用許可の申請について適当と認め</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市楠ふれあいセンター条例（平成17年四日市市条例第59号。以下「条例」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第5条 条例<u>第5条第1項</u>の規定によりセンターの使用許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、<u>四日市市楠ふれあいセンター使用許可・利用料金減免申請書</u>（第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）により<u>指定管理者</u>に申請しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第7条 <u>指定管理者</u>は、第5条第1項に規定する使用許可の申請について適当</p>

たときは、使用許可を決定し、四日市市楠ふれあいセンター使用許可・使用料決定書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（使用の変更及び取消し）

第8条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又はセンターの使用を取り消そうとするときは、四日市市楠ふれあいセンター使用変更（取消）・使用料還付申請書（第3号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前（当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日）までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠ふれあいセンター使用変更（取消）許可・使用料還付通知書（第4号様式。以下「変更・還付通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、使用日、使用時間区分又は使用施設の変更を許可したときは、当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。

と認めるときは、使用許可を決定し、四日市市楠ふれあいセンター使用許可・利用料金決定書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（使用の変更及び取消し）

第8条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又はセンターの使用を取り消そうとするときは、四日市市楠ふれあいセンター使用変更（取消）・利用料金還付申請書（第3号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に使用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前（当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日）までに申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠ふれあいセンター使用変更（取消）許可・利用料金還付通知書（第4号様式。以下「変更・還付通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 指定管理者は、使用日、使用時間区分又は使用施設の変更を許可したときは、当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。

(使用の制限)

第9条 市長は、条例第3条第2項第3号の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

(1)及び(2) (略)

(使用料)

第10条 附属設備等の使用料は、それぞれの種別ごとに別表で定める額とする。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、冷暖房の使用料については、使用の終了までに納付するものとする。

2 使用者は、第8条第2項の規定により、センターの使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料に対して不足を生じるときは、直ちに当該不足額を納付しなければならない。

3 市、国及び県が使用する場合及び市長が特別の理由があると認められた場合

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、条例第5条第2項第3号の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

(1)及び(2) (略)

(利用料金)

第10条 指定管理者は、条例第6条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 附属設備等の利用料金は、それぞれの種別ごとに別表で定める額を上限とする。

(利用料金の納付)

第11条 使用者は、使用の許可と同時に利用料金を納付しなければならない。ただし、冷暖房の利用料金については、使用の終了までに納付するものとする。

2 使用者は、第8条第2項の規定により、センターの使用の変更を許可された場合において、既納の利用料金の額が変更後の利用料金に対して不足を生じるときは、直ちに当該不足額を納付しなければならない。

3 市、国及び県が使用する場合及び指定管理者が特別の理由があると認められた

は、前2項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(使用料の減免)

第12条 条例第5条の規定に基づき使用料を減額又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

3 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、使用許可申請書に減額又は免除を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第6条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の額については、各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない理由によりしようできなかったとき。既納の使用料全額

(2) 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。既納の使用料から取消料(利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこ

場合は、前2項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 条例第7条の規定に基づき利用料金を減額又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

3 利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、使用許可申請書に減額又は免除を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第13条 条例第8条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及び還付の額については、各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない理由によりしようできなかったとき。既納の利用料金全額

(2) 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。既納の利用料金から取消料(利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合

れを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

2 使用者が第8条第2項の規定によりセンターの使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

3 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするものは、変更・還付申請書に使用許可書及び使用料領収書を添えて市長に申請しなければならない。

4 前項の規定により使用料の還付を受けた者が、変更・還付申請書と同時に会館の施設等について第7条に定める使用許可の申請を行う場合に限り、変更・還付申請書に記載された還付金をその使用料に充てることができる。

5 市長は、第3項の申請について還付を決定したときは、変更・還付通知書を申請者に交付するものとする

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者及びセンターに入場する者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

はこれを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

2 使用者が第8条第2項の規定によりセンターの使用の変更を許可された場合において、既納の利用料金に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

3 前項の規定により、利用料金の還付を受けようとするものは、変更・還付申請書に使用許可書及び利用料金領収書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

4 指定管理者は、前項の申請について還付を決定したときは、変更・還付通知書を申請者に交付するものとする。

4 指定管理者は、前項の申請について還付を決定したときは、変更・還付通知書を申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者及びセンターに入場する者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他指定管理者が定める事項及び係員の指示に従うこと。

<p>(施設等の損傷の届出)</p> <p>第16条 使用者等は、センターの施設、附属設備等を損傷し、又は汚損したときは、直ちに理由を付して、<u>市長</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(使用後の届出)</p> <p>第17条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに<u>市長</u>に届け出て、その点検を受けなければならない。</p>	<p>(施設等の損傷の届出)</p> <p>第16条 使用者等は、センターの施設、附属設備等を損傷し、又は汚損したときは、直ちに理由を付して、<u>指定管理者</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(使用後の届出)</p> <p>第17条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに<u>指定管理者</u>に届け出て、その点検を受けなければならない。</p>
--	--

改正後	
別表（第10条関係）	
附属設備等の <u>使用料</u> （内訳）	
	使用料（円）
使用時間（単位）	拡声・音響・映像機器（多目的室のみで使用可能）は1回当たりの <u>金額</u> とする。
設備名称	
(略)	

改正前	
別表（第10条関係）	
附属設備等の <u>利用料金</u> （内訳）	
	利用時間の <u>上限額</u> （円）
使用時間（単位）	拡声・音響・映像機器（多目的室のみで使用可能）は1回当たりの <u>上限金額</u> とする。
設備名称	
(略)	

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市 楠ふれあいセンター 使用許可 使用料減免 申請書						
年 月 日						
四日市市長						
(申請者) 住 所 _____ 団体名 _____ 代表者氏名 _____ 電話番号 _____						
使用目的 (減免申請理由)				使用人員	人	
使 用 日 時 及 び 使 用 場 所	年 月 日 (曜日)	使 用 場 所	使 用 時 間 区 分			
			午 前	午 後	夜 間	
	. . ()					
	. . ()					
	. . ()					
	. . ()					
	. . ()					
使 用 器	<input type="checkbox"/> 冷暖房 <input type="checkbox"/> 附属設備 ()					
持込品						
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 徴収する (1人 円) <input type="checkbox"/> 徴収しない					
使用責任者	(Tel) / <input type="checkbox"/> 申請者と同じ					

第3号様式（第8条第1項関係）

四日市市 楠ふれあいセンター 四日市市長		使用変更(取消) 使用料還付		申請書 年 月 日		
		(申請者) 住 所 _____				
		団体名 _____				
		代表者氏名 _____				
		電話番号 _____				
		<input type="checkbox"/> 使用の変更(取消し)				
		<input type="checkbox"/> 使用料の還付				
下記のとおり四日市市楠ふれあいセンター _____ を申請します。						
許可を受けた施設名						
使用日時						
変更(取消し)の理由						
変更の内容						
使用料の精算	変更	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料 (<input type="checkbox"/> 追加使用料 ・ <input type="checkbox"/> 還付金)		
	取消	既納使用料	徴収金	還付金		
	還付の理由	四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則第13条第1項の規定により還付します。				
還付金の処理方法		<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 使用料の一部に充てる <input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る				
還付先口座	金融機関	銀行・信金 信組・農協			支店・支所 ()	
	預金種別	1 普通(総合) 2 当座 9 その他 ()				
	口座番号					
	口座名義 (カナで記入)					

第 5 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 楠ふれあいセンターの使用許可に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 4 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市市民交流会館条例施行規則（平成 8 年四日市市規則第 2 8 号）	(略)	
四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 7 年四日市市規則第 3 3 号）	(略)	
(略)		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市市民交流会館条例施行規則（平成8年四日市市規則第28号）	(略)	
<u>四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則（平成18四日市市規則第43号）</u>	<u>第3号様式及び第4号様式</u>	<u>署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年四日市市規則第33号）	(略)	
(略)		

(市民生活部市民生活課)